

# あくね



2月  
No. 240



# 八〇・八パーセント

## 衆議員総選挙投票率



一月二十九日 行なわれた衆議院議員総選挙の投票率は、当市の投票率は、前回の七八・九パーセントより多い八〇・八パーセントでした。

その結果を各投票所ごとに内訳すると、各候補者の当市における得点はつきとおりでした。

投票区(場所)	有権者数	投票数	投票率
第1投票所 (大丸公民館)	1,214 1,576	984 1,216	78.85
第2投票所 (阿久根小学校)	583 807	457 637	78.70
第3投票所 (上野集会所)	865 1,177	714 966	82.27
第4投票所 (赤城川児童館)	544 656	426 527	79.42
第5投票所 (大川保育所)	672 906	459 701	75.52
第6投票所 (尻無児童館)	565 767	422 604	75.89
第7投票所 (牛之浜公民館)	204 291	215 330	78.42
第8投票所 (西目小学校)	578 751	421 630	79.08
第9投票所 (鶴川内児童館)	427 502	354 418	83.10
第10投票所 (田代小学校)	222 276	184 211	79.31
第11投票所 (折多小学校)	626 770	522 613	81.38
第12投票所 (山下小学校)	306 370	254 297	81.51
第13投票所 (星崎小学校)	296 338	219 279	82.04
第14投票所 (本之平札小学校)	55 84	45 74	85.61
第15投票所 (脇木支所)	618 837	515 696	83.09
第16投票所 (大谷集会所)	464 551	397 449	84.02
第17投票所 (隼人小学校)	162 185	139 154	84.45
第18投票所 (船之浦下集会所)	474 524	415 457	87.37
第19投票所 (桐野下集会所)	188 219	172 204	92.11
第20投票所 (佐久公民館)	232 278	205 240	87.25
第21投票所 (大高公民館)	121 142	115 128	92.40
合計	9,509 12,087	7,622 9,851	80.82

中馬辰猪 五、五二二票  
中尾 宏 三、七五九票  
村山喜一 二、六〇六票  
池田清志 二、五二八票  
石原 登 二、四八〇票  
徳丸千 年 一五四票

第九 戸野 羽田 槟手 田代下  
高原 榎 奈原城上 同  
下 長谷 木佐木野  
第十 米次 尾原 田代中  
田代下 同  
十一 永田上 同下 折  
口東 大林 須之尾 丸  
内 大下 内田 喬田  
十二 遠矢 馬場  
十三 尾崎 丹木野  
十四 本之平札  
十五 馬場 脱本兵 下  
十六 深田 黒之上 黒  
村 上原 梅之浦東 西  
十七 小鹿 八郷  
笠山 上蓮尺野  
十八 古里 濱之上 下  
木串 第二十 佐野  
十九 桐野上 下 木串  
二十 大瀬 松が根

更生や決定などに不服がある時

合は、正副二通の請求書を提出しなければなりません。記載の内容は、異議申立ての場合とはほとんど同じです。

立書の場合は、異議申立てを経ないで直接国税局長に審査請求

します。

異議申立ては、書面で行なうことになっています。異議申立てには申立てをしたい処立をした年月日、申立ての趣旨や分とその処分をうけた年月日、申立ての趣旨や理由などを記載します。なお、税務署に申立ては用意してあります。この申立てがあつたときは、税務署長は三十日以内に審理のうえ決定します。

直接できるとき

審査請求を

立場に立って公平に判断

されます。これは、第三者的

立場に立って公平に判断

します。この裁決になお不服があるときは、三ヵ月以内に裁判所に訴願を

出されると、まず国税局長が行なつたといふこと

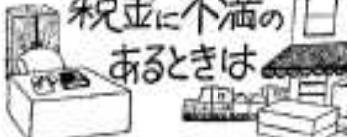
が記載されている

ができます。つまり、立場に立つて公平に判断

ができます。これは、第三者的立場に立つて公平に判断

します。この裁決になお不服があるときは、三ヵ月

## 税金に不満のあるときは



異議申立ての決定があつてもまだ納得できないときは、その決定通知を受けた日から一ヶ月以内に國税局長に審査請求をしてください。審査請求も書面によつて行ないますが、この場

は、書面によつて行なうことがあります。これは、第三者的立場に立つて公平に判断

されます。これは、第三者的立場に立つて公平に判断

します。この裁決になお不服があるときは、三ヵ月以内に裁判所に訴願を

三日は毎日です。

「福はうち、弊はそと」と大声出して豆まさきする風習は、いかにも、もうすぐ春が来るといった季節の風景です。

子どもたちが家中をはしやざまわって豆をまくと家庭には、きっと福がやってくることでしょう。

四日は立春。暁の上に春は来ても、まだまだ寒さが

十四日はバレンタインデー。この日ばかりは、おむつびらに、女性の方から男性へ愛を申し出る日のこと。

二十八日から春の大災予防運動が始まります。空気が乾ききっていりますから、火の元に

はじゆう分注意をいたしま

しょう。



締めます。

二月は衣類の貰いどき

どこのお店でも、二月は商業活動がぶる傾向にあるので、大売り出しがやっています。

ここに、冬物一括な

どの元り場が多いよう

です。家庭の一年間の衣類計画に合わせて、うまく利用いたしま

よ。

しかし、ただ安いからと

文給されます。

六月三十日までに請求しないと、時効になります。

大東南戦争の戦没者の遺族で、公務扶助料や遺族年金を受ける権利者がないと、時効になります。

## 献本運動

つきのかたがたが献本運動にご寄付ください。

これが該当するかたがたは、市役所内福祉事務所にご連絡ください。

これに該当するかたがたは、市役所内福祉事務所に

ご連絡ください。

これが該当するかたがたは、市役所内福祉事務所に

ご連絡ください。

いつ、無計画に買うことは考え方で、品物がほんとうに安いかどうかを見わめる必要があります。子ども成長度などもじゅう参考して買わないとかえつて損をすることもあります。こんな場合、家族の寸法表をメモしておくと便利です。

す法表は、首回り、胸囲

もえなくなります。

しかし、ただ安いからと

文給されます。

六月三十日までに請求しないと、時効になります。

これが該當するかたがたは、市役所内福祉事務所に

ご連絡ください。

## 特別弔慰金

大東南戦争の戦没者の遺族で、公務扶助料や遺族年金を受ける権利者がないと、時効になります。

こんなかたは、早く請求

しなければ時効にかかり、もらえないになります。

また、職地でのけがや病

氣もとで、復員後死亡さ

れたかたの遭難も該当しま

す。この場合、労基性の病

職務の妻で再婚していな

いなかには全員支給されま

す。

これは二十万円ですが、

二十七年四月二十九日以前に離婚が死別して、再婚前に受けることのできなかつた職務の配偶者、摘母入夫婚姻による妻の父母、父の内親の妻、母の内親の夫・夫実上の親父母などに

ます。これまで、公務扶助料な

どを受けることのできなかつた職務の配偶者、摘母

入夫婚姻による妻の父母、

父の内親の妻、母の内親の夫・夫実上の親父母などに

ます。これが昭和三十八年四月一日に生存していたかたですが、同日以後死亡しています。

## 戦争犠牲者のかたがたへ

## こんな人は早目に

### 時効せまる請求期限

戦争犠牲者のかたがたに法律がたびたび改正され、国の補償が拡大されました。

しかし、まだこのことを

知らないため、國家補償を受けていかないかたがたが県内には三万人、お金にして十八億円もあるそうです。

当市にも、こんなかたがたがまだ残つておられることがあります

とくに、このことについて市長も「時効がせまつているものもあるので、おわかりにならないかたには、どう相談ください」と、話しています。

## 離父母などにも

軍人軍属のかたで、職地内地を離わず公務によって死亡した場合、扶助料か年金に、弔慰金五万円か三万円が合せて支給されます。

また、職地でのけがや病氣もとで、復員後死亡さ

れたかたの遭難も該当しま

す。この場合、労基性の病

職務の妻で再婚していな

いなかには全員支給されま

す。

これは二十万円ですが、

二十七年四月二十九日以前に離婚が死別して、再婚前に受けることのできなかつた職務の配偶者、摘母入夫婚姻による妻の父母、父の内親の妻、母の内親の夫・夫実上の親父母などに

ます。これまで、公務扶助料な

どを受けることのできなかつた職務の配偶者、摘母

入夫婚姻による妻の父母、

父の内親の妻、母の内親の夫・夫実上の親父母などに

ます。これが昭和三十八年四月一日に生存していたかたですが、同日以後死亡しています。

お天気のよい日を見はから見て、思いきって大掃除をすると、ハニの幼虫がかくれてあります。すると、冬中同じ土を掘りかえして、殺虫剤をまいておくと、暖かくなります。するともう暖かくなり、シヤツの袖だけなど、シャツの袖だけなど、冬のよこれとり、冬のよこれとり

のまわりもきれいにし、とくにハニの幼虫がかくれてます。すると、冬中同じ土を掘りかえして、殺虫剤をまいておくと、暖かくなっています。するともう暖かくなっています。するともう暖かくなっています。また、家族いっしょに家で過ごす時間が増えて、ハニの発生が止まらないとき、ハニの発生が止まらないとき、ハニの発生が止まらないとき、

お天気のよい日を見はからせてから、ハニの発生が止まらないとき、ハニの発生が止まらないとき、ハニの発生が止まらないとき、ハニの発生が止まらないとき、



## はかりの定期検査

「はかり」の定期検査が

受け付けています。早目に

申し込みください。

## 保母受験講習会

保母さんになろうとされ

るかたのために、県社会福

祉協議会ではつぎのとおり

講習会を開ります。

※期日 昭和42年2月23日

から

3月1日まで

ばなるほど感度がにぶつて  
売る側に損になるものです

どうぞ、当日はお忘れな  
く検査を受けてください。

2月20日午前大川出張所

大川校区 本之年礼

2月20日午後牛之浜公民館

牛之浜地区

2月21日 西目小学校

西目校区全域

2月22日 三笠支所

臨本地区 折多地区

2月23日 阿久根煙草収納所

上野 浜町 本町 赤瀬

2月24日 阿久根煙草収納所

新町 波留 高松 倉津

2月25日 阿久根煙草収納所

大丸町 遠見間

**保育所入所受付**

ただいま、保育所園児の  
入所申請を受け中です。

各保育所の福祉事務所  
にお申し込みください。

市立総本保育所「九〇人」  
大川保育所「六〇人」  
折多保育所「六〇人」

私立連華保育園「六〇人」  
阿光保育園「九〇人」  
西目保育所「六〇人」

なお、このほか児無、鶴  
川内、赤瀬川の三カ所に児

## 県章を募集

県では、郷土愛と県  
民意識の振興をはかる  
ため、伸びゆく鹿児島県を  
象徴する標識として、鹿児  
島県の県章の图案を広く県  
民から募集しています。

## お知らせ

●賞金 入選 一点一〇万円  
佳作三点 一点五千円

## 市民税の申告

今年も市県民税の申告時  
期になりました。

申告をお忘れになると、  
扶養控除や生命保険控除な  
どのが受けられなくな  
るときがあります。

たまご、市の係では日  
付をきめ、みなさまがたの  
部屋をまわっています。ど  
うぞ申告をおすませください。

出身地を記入。  
色彩は三色以内で、その  
図案内容を説明したもの  
裏面に記入するか添付す  
い。

用紙はたて26センチ、よ  
こ39センチの両用紙一枚一  
点とすること。しかし、一  
人で何点も応募できます。

裏面に住所、氏名、年齢  
性別、職業、勤務先、県

立連華保育園「六〇人」  
阿光保育園「九〇人」  
西目保育所「六〇人」

川内、赤瀬川の三カ所に児  
童館もあって、入所申請を  
受け付けています。早目に  
申し込みください。

市立総本保育所「九〇人」  
大川保育所「六〇人」  
折多保育所「六〇人」

なお、日本育英会や県育  
英会学資金をすでにお借り  
のかたは、この市の奨学生  
金は借ることはできません

## ピアノ開き

臨本小学校のピアノ開きは1月25日  
行なわれました。当日は校舎の落成式も  
兼ね、子どもたちの遊戯や部落からの踊  
りもでて、大いへんにぎわいました。



## 赤瀬川児童館開館

赤瀬川の中村公民館上の台地に建設を  
急いでいた児童館は、このほど落成しま  
した。そうして、1月14日、落成式と保  
育児童の入所式を行ないました。

## 兵庫県から漁業視察

1月24日、兵庫県の日本海沿岸の各漁  
協代表者15人が、阿久根漁協に集団操業  
について視察にまいりました。そして  
漁協や関係者と話し合いました。



